

生駒市法令遵守委員会
平成21年度第5回会議次第

日 時 平成21年10月23日（金）

午後4時から

場 所 生駒市役所 401会議室（4階）

1 開 会

2 案 件

(1) 福祉健康部及び建設部職員との懇談（意見交換）

(2) その他について

3 閉 会

平成21年度第5回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成21年10月23日(金) 午後2時00分～4時50分

場所 生駒市役所 401会議室(4階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員

(事務局) 坂野監査委員事務局長、三原監査委員事務局長補佐

渡辺監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

(ヒアリング対象職員)

稲葉病院建設課長

山内管理課長、辻中事業計画課長、大植土木課長、松井施設整備課長

議案

1 開会

資料の紹介

2 案件

(1) 各課職員へのヒアリング

(2) その他について

案件(1) 各課職員へのヒアリング

各課の業務内容、執行体制及び事前に依頼した質問事項について、各課長から説明。

各課長の回答・意見要旨

- ・制度については各課員に周知しており、本制度が職員を守るための制度であることは十分認識している。
- ・公職者からの要望等はほとんどが事実確認の照会や問合せであり件数も大幅に少なくなった。働きかけについてはまったくくない。
- ・要望等に該当するののか、記録すべき用件なのかなど、条文からは判断しにくい場合があるので判断基準を例示してほしい。
- ・日常受けている市民からの依頼などをすべて記録するのはかなりの負担である。
- ・地権者との用地交渉の際に受けた要望等については、記録し公表することが適切であるとはいえない。

委員意見

- 「要望等」に該当するののか「記録の対象」となるのかについての判断はなかなか難しいが、検討していく必要がある。ガイドラインのようなものについては作っていきたい。
- 市から地権者に対して交渉に行っている場合でも、条例の規定によれば記録しなければならないが、通常の交渉とは違い、不正リスクが起こる可能性は低いと推測され、本条例の

範囲外となることもあり得る。

- 市から交渉に行った場面で、最初は通常の要望であったものが、後に不当要求行為となる場合も想定できる。条例の規定では、公表しないことができる旨の規定もあり、正当な理由があるのであれば、「要望等」を公表しないことも可能。
- 管理職職員に「来庁記録簿」を作成してもらい、現行の「要望等の記録・公表制度」を補完するものとして運用していくことも考えられる。また、地権者との面談等での正当な要望については公表しないものとしてチェックしておくことも可能ではないか。ただし、要望等を受けている場面で正当な要望であるのか判断するのは難しいのではないだろうか。
- 条例の規定による「要望等」に該当するのか、記録の対象に該当するのかといったわずらわしい判断から解放してもらいたいとの思いから、今回「来庁記録簿」として簡潔なかたちで作成してもらうことを提案させていただいた。機械的に処理してもらうことで、記録として残っているという状況を確保したいというのがねらいである。
- まずはリスクの高いところだけでも形式的に記録を残していくのはどうであろうか。「来庁記録簿」であれば、すべて例外なく機械的に記録することになるので、公職者からクレームを受けることも少なくなるのではないか。
- 委員会としては、事務が負担とならないことを前提として運用していきたいと考えている。
- 本条例を制定したことが市職員にとって有益であったというのは各課とも共通した認識であるようだ。委員会としても、本条例が市職員の公正な職務を守ることに寄与していることを重視して今後においても本制度を運用していきたいと考えている。
- 今日のヒアリングを通じて、公職者からの要望等の全件記録については徹底させていくべきであると感じた。

案件(2) その他について

- 昨年度は条例が制定されてから1年ということで、意見書を市長に提出した。今年度も、この1年の成果を意見書として提出すべきである。既に調査等は行い、意見書をまとめる段階に入ったので、期日を決めてできるだけ早い時期に意見書をまとめていきたい。
- 意見書の構成案、方向性については次回の委員会で提示する。どこまで答を出すのかは、意見書を作った上で、庁内各課とともに作り上げていけばいいのではないか。
- 次回は12月11日午後3時から開催することとする。